#### 役員及び評議員の報酬等ならびに費用に関する規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、公益財団法人琴ノ浦温山荘園(以下「この法人」という。)の定款第15 条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定 めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。 (定義等)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
  - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
  - (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
  - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で 定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当で あって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
  - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)及び手 数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 本園は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員の報酬は、年額とする。また、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。 (報酬等の額の決定)
- 第4条 本園の役員等に対する報酬等の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、代表理事(理事長)が理事会の承認を得て定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口 座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積 立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本園は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本園は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第1 3条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附則

- 1. この規程は、公益財団法人琴ノ浦温山荘園の設立の登記の日から施行する。
- 2. この規程は、一部改訂により、平成26年3月17日より施行する。

# 別表

# 1. 役員の報酬

①年間報酬総額 3百万円

②役員の報酬年額

理事長50万円までの範囲内理事20万円までの範囲内監事50万円までの範囲内

③理事会出席の都度、謝金として一人一律 1万5千円(税引後)を支払うことができる

### 2. 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 1万5千円(税引後)を支払うことができる